

治山技術基準（昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通知）の一部改訂新旧対照表

（下線部は改訂部分）

改 訂 案	現 行
<p>第1編 ～ 第3編 （略）</p> <p>第4編 地すべり防止事業</p> <p>第1章 事業の定義及び目的 （略）</p> <p>第2章 地すべり調査解析</p> <p>第1節 ～ 第3節 （略）</p> <p>第4節 地形測量 4-1 ・ 4-2 （略）</p> <p>4-3 航空レーザ測量 航空レーザ測量は、航空機に搭載されたレーザ測距装置により、地形の三次元座標を取得するものとする。</p> <p>4-4 （略）</p> <p>第5節 ～ 第7節 （略）</p> <p>第8節 地中変動量調査 8-1 ～ 8-3 （略）</p> <p>8-4 地中伸縮計 地中伸縮計による観測は、ボーリング孔等を利用して、基盤面に固定したワイヤを地表に誘導し、その伸縮量を測定することにより、地すべりの移動量を把握するために行うものとする。</p> <p>8-5 多層移動量計 多層移動量計による観測は、ボーリング孔を利用して各深度に固定したワイヤを地表に誘導し、その伸縮量を測定することにより、深度方向の土塊の変動を把握するために行うものとする。</p> <p>8-6 （略）</p>	<p>第1編 ～ 第3編 （略）</p> <p>第4編 地すべり防止事業</p> <p>第1章 事業の定義及び目的 （略）</p> <p>第2章 地すべり調査解析</p> <p>第1節 ～ 第3節 （略）</p> <p>第4節 地形測量 4-1 ・ 4-2 （略）</p> <p>4-3 航空レーザ測量 航空レーザ測量は、航空機に搭載されたレーザ計測装置により、地形の三次元座標を取得するものとする。</p> <p>4-4 （略）</p> <p>第5節 ～ 第7節 （略）</p> <p>第8節 地中変動量調査 8-1 ～ 8-3 （略）</p> <p>8-4 地中伸縮計 地中伸縮計による観測は、ボーリング孔等を利用して、基盤面に固定したワイヤーを地表に誘導し、その伸縮量を測定することにより、地すべりの移動量を把握するために行うものとする。</p> <p>8-5 多層移動量計 多層移動量計による観測は、ボーリング孔を利用して各深度に固定したワイヤーを地表に誘導し、その伸縮量を測定することにより、深度方向の土塊の変動を把握するために行うものとする。</p> <p>8-6 （略）</p>

治山技術基準（昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通知）の一部改訂新旧対照表

（下線部は改訂部分）

改 訂 案	現 行
<p>第9節 ・ 第10節 （略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 地すべり防止工事計画</b></p> <p>第1節 ・ 第2節 （略）</p> <p>第3節 地すべり防止工事計画の策定</p> <p>3-1 （略）</p> <p>3-2 <u>環境の保全</u></p> <p>地すべり防止工事計画の策定に当たっては、周辺環境の<u>保全</u>を図るよう努めるものとする。</p> <p>第4節 （略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 地すべり防止工の設計</b></p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 測量</p> <p>2-1 （略）</p> <p>2-2 測量の種類</p> <p>2-2-1 （略）</p> <p>2-2-2 縦断測量</p> <p>縦断測量は、<u>事業</u>対象地の主要な縦断面の地形を測定し、その成果に基づいて縦断面図を作成するものとする。</p> <p>2-2-3 横断測量</p> <p>横断測量は、<u>事業</u>対象地の横断方向の地形を測定し、その成果に基づいて横断面図を作成するものとする。</p> <p>第3節 抑制工の設計</p> <p>3-1 ～ 3-11 （略）</p>	<p>第9節 ・ 第10節 （略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 地すべり防止工事計画</b></p> <p>第1節 ・ 第2節 （略）</p> <p>第3節 地すべり防止工事計画の策定</p> <p>3-1 （略）</p> <p>3-2 <u>環境負荷の低減</u></p> <p>地すべり防止工事計画の策定に当たっては、周辺環境に<u>与える影響の低減</u>を図るよう努めるものとする。</p> <p>第4節 （略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 地すべり防止工の設計</b></p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 測量</p> <p>2-1 （略）</p> <p>2-2 測量の種類</p> <p>2-2-1 （略）</p> <p>2-2-2 縦断測量</p> <p>縦断測量は、<u>施工</u>対象地の主要な縦断面の地形を測定し、その成果に基づいて縦断面図を作成するものとする。</p> <p>2-2-3 横断測量</p> <p>横断測量は、<u>施工</u>対象地の横断方向の地形を測定し、その成果に基づいて横断面図を作成するものとする。</p> <p>第3節 抑制工の設計</p> <p>3-1 ～ 3-11 （略）</p>

治山技術基準（昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通知）の一部改訂新旧対照表

（下線部は改訂部分）

改 訂 案	現 行
<p>3-12 <u>治山ダム</u>等</p> <p>3-12-1 目的</p> <p><u>治山ダム</u>等は、地すべり地末端部の溪流の縦侵食及び横侵食の防止、地すべり地からの流出土砂の抑止・調節、又はダムの堆砂による押え盛土効果を発揮させることを目的とする。</p> <p>3-12-2 位置</p> <p><u>治山ダム</u>等の位置は、目的を達成するために最も効果的な箇所を選定するものとする。</p> <p>3-12-3 種別と構造</p> <p><u>治山ダム</u>等の設計に際しては、目的を達成するために最も効果的な種別及び構造等を選定するものとする。</p> <p>3-13 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 地すべり防止効果の検証</b></p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 施工効果の検証</p> <p>3-1 ~ 3-3 (略)</p> <p><u>第4節</u> 地すべり防止工の維持管理の検討</p> <p>地すべり防止工の効果判定及び地すべりの安定度の評価に基づいて、必要な地すべり防止工の補修、機能回復及び追加工事を検討するものとする。</p>	<p>3-12 <u>治山ダム工</u>等</p> <p>3-12-1 目的</p> <p><u>治山ダム工</u>等は、地すべり地末端部の溪流の縦侵食及び横侵食の防止、地すべり地からの流出土砂の抑止・調節、又はダムの堆砂による押え盛土効果を発揮させることを目的とする。</p> <p>3-12-2 位置</p> <p><u>治山ダム工</u>等の位置は、目的を達成するために最も効果的な箇所を選定するものとする。</p> <p>3-12-3 種別と構造</p> <p><u>治山ダム工</u>等の設計に際しては、目的を達成するために最も効果的な種別及び構造等を選定するものとする。</p> <p>3-13 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 地すべり防止効果の検証</b></p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 施工効果の検証</p> <p>3-1 ~ 3-3 (略)</p> <p><u>3-4</u> 地すべり防止工の維持管理の検討</p> <p>地すべり防止工の効果判定及び地すべりの安定度の評価に基づいて、必要な地すべり防止工の補修、機能回復及び追加工事を検討するものとする。</p>

附 則  
この通知は令和6年2月9日から適用する